



# 犯罪被害にあわれた従業員の方々への 理解と支援について

佐久市では、犯罪被害者等に寄り添い、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復や軽減、日常生活の再建を図り、誰もが安心して暮らすことができる社会の形成を目指して、「佐久市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

## 佐久市犯罪被害者等支援条例 令和5年4月1日施行

### 基本理念 (第3条)

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳を尊重して行います。
- (2) 犯罪被害者等の置かれている状況等に応じて適切に行います。
- (3) 必要な支援を迅速・公正に途切れることなく行います。
- (4) 二次被害や再被害の発生防止について配慮して行います。
- (5) 関係機関等による相互の連携と協力の下で行います。

### 市の責務 (第4条)

基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施する責務を有します。

### 市民等の役割 (第5条)

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 事業者の役割 (第6条)

- 1 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

# 事業者の皆様とともに考えたいこと、御協力をお願いしたいこと

## 犯罪被害にあうとどのような状況になるのでしょうか？

犯罪は、生命を奪う、身体を傷つける、財産を奪うなど、被害者に直接的な被害を与えます。また、被害者のみならず、そのご家族やご遺族も、心身の不調や日常生活上の問題、周囲の理解や配慮に欠けた言動による精神的な苦痛、被害による経済的な負担の増加等、二次被害に苦しむことがあります。

### 心理的苦痛

事件により大きな精神的ショックを受け、心身にさまざまな不調が現れ、家事や育児などの日常生活に支障をきたします。

### 身体的苦痛

身体に大きなダメージを受け、その後長い間、後遺症に苦しみ、最悪の場合は生命を失ってしまうこともあります。

### 経済的苦痛

財産が失われたり、治療のための医療費、裁判費用が必要となることや失業・休職などにより経済的に困窮してしまいます。

### 社会的苦痛

周囲の無責任なうわさや嫌がらせ、過剰な取材・報道などにより精神的な被害を受けてしまいます。

## 犯罪被害者等への理解を深めるための研修

犯罪被害者等が置かれる状況や、もし身近な人が犯罪被害にあったら何ができるのかなど、研修の機会を設けて従業員の方々に知っていただくなど、犯罪被害者等に対する理解を深めましょう。

## 職場での配慮

上司や同僚の配慮に欠ける言動や偏見、誹謗中傷などによる二次被害を防ぐため、犯罪被害者等に寄り添った行動や言動に心がけましょう。励ますつもりでも、犯罪被害者等を傷つけてしまうことがありますので注意しましょう。

### ✖ 好ましくない言葉

- ・ほかの人に比べたら・・・
- ・起きてしまったことは仕方ないよ。
- ・前向きに考えていこう。
- ・あなたなら大丈夫だよ。
- ・早く忘れましょう。
- ・がんばっていこうよ。

## 職場環境の整備

犯罪被害者等は、警察、病院、裁判所などへ何度も赴かなければならず、時間的な拘束などが生じ、年次有給休暇だけでは対応しきれず、仕事を辞めざるを得ない状況に置かれる場合があります。犯罪被害者等に配慮し、職場全体で支える労働環境の整備をお願いします。

### 例えば

- ・病気休暇など特別な休暇制度を犯罪被害者等も含めて利用できるようにする
- ・犯罪被害者等の状況等に応じた職務分担（の見直し）や勤務時間の調整など

佐久市役所 市民健康部 人権同和課人権同和係

被害者相談 月～金（祝日・年末年始を除く。）8：30～17：15

〒385-8501 長野県佐久市中込3056 TEL：0267-62-3135 FAX：0267-64-1157

Email：jinken@city.saku.nagano.jp URL：<https://www.city.saku.nagano.jp/>